

牧草の牛等への利用判断状況

別添2

(平成24年3月29日)

地域区分	対象市町村	1番草	2番草	3番草
伊達北部	国見町、桑折町、 伊達市(旧伊達町、旧保原町、旧梁川町)	自粛	自粛	自粛
伊達南部	伊達市(旧月館町、旧霊山町)、 相馬市(玉野地区)	自粛	自粛	自粛
福島	福島市(旧福島市)	自粛	自粛	自粛
川俣・飯野	福島市(旧飯野町)、川俣町 ^(注3)	自粛	自粛	自粛
安達東部	二本松市(旧岩代町、旧東和町)	自粛	自粛	自粛
安達西部	二本松市(旧二本松市、旧安達町) 本宮市、大玉村	自粛	自粛	自粛
郡山西部	郡山市 (阿武隈川以西、富久山町を含む)	自粛	自粛 (H24.2.17)	自粛 (H24.2.23)
郡山東部	郡山市 (阿武隈川以东、富久山町を除く)	自粛	自粛	自粛
田村北部	三春町 田村市(旧船引町、旧常葉町、旧都路村 ^(注3))	自粛	自粛	自粛
田村南部	田村市(旧大越町、旧滝根町) 小野町	自粛	自粛	自粛 (H24.3.14)
須賀川	須賀川市、鏡石町、天栄村	自粛	自粛	自粛
石川郡	石川町、玉川村、平田村 浅川町、古殿町	自粛	自粛 (H24.3.1)	自粛 (H24.3.1)
西白河郡東部	矢吹町、泉崎村、中島村、 白河市(旧表郷村、旧東村)	自粛	自粛	自粛 (H24.2.23)
西白河郡西部	白河市(旧大信村、旧白河市)、西郷村	自粛	自粛	自粛
東白川郡	塙町、鮫川村、棚倉町、矢祭町	自粛	自粛	自粛
相双	新地町、相馬市(玉野地区除く)、 南相馬市 ^(注3)	自粛	自粛	自粛
双葉	川内村、広野町	自粛	自粛	自粛
いわき	いわき市	自粛	自粛	自粛 (H24.2.17)
猪苗代北部	猪苗代町(吾妻地区)	自粛	自粛	自粛
猪苗代南部	猪苗代町(吾妻地区を除く)	自粛 (H24.2.17)	自粛 (H24.2.23)	自粛 (H24.2.23)
若松・坂下	会津若松市、磐梯町、 会津坂下町、湯川村、会津美里町	自粛 (H24.3.1)	自粛 (H24.3.1)	利用可能
会津北西部	柳津町、三島町、金山町、北塩原村、 喜多方市、西会津町	自粛 (H24.2.23)	自粛 (H24.3.9)	自粛 (H24.3.9)
南会津	下郷町、南会津町、只見町	利用可能	利用可能	利用可能

注1) 地域設定は3番草判断時点のものです。(1, 2番草時と一部異なります。)

注2) 上表はわかりやすいように番草ごとに記載しています。

注3) 警戒区域、計画的避難区域を除きます。

注4) 昭和村(会津北西部地域)及び檜枝岐村(南会津地域)は作付けがありません。

注5) 3月23日より馬用飼料の暫定許容値が100ペクレル/kgとなったことから、馬への利用判断は牛に準じて上表のとおりとなります。